



# 鳥取県公報

令和7年12月25日(木)  
号外第113号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 規 則	現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(44) (人事企画課) . . . . .	3
◇ 選管規則	政治資金規正法に基づく収支報告閲覧対象文書の閲覧及び写しの交付に関する規程の一部を改正する規則(1) . . . . .	7
	政党助成法に基づく報告書等の閲覧に関する規程の一部を改正する規則(2) . . . . .	9
◇ 教委規則	現業職員の給与に関する規則(15) (教育人材開発課) . . . . .	13
◇ 人委規則	職員等の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則(35) (給与課) . . . . .	17
	警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(36) (〃) . . . . .	19
	職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(37) (〃) . . . . .	20
	初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(38) (〃) . . . . .	21
	期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(39) (〃) . . . . .	24
	宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則(40) (〃) . . . . .	27
	義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則(41) (〃) . . . . .	28
◇ 病院局管理制度規程	鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(5) (総務課) . . . . .	32

---

—公布された規則のあらまし—

## ◇現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

## 1 規則の改正理由

現業職員の給料について、職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の給料に準じて改める。

## 2 規則の概要

(1) 給料表の給料月額を改める。

(2) 施行期日等

ア 施行期日は、公布の日とし、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

イ 所要の経過措置を講ずる。

# 規則

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月25日

鳥取県知事 平井伸治

## 鳥取県規則第44号

### 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則（昭和32年鳥取県規則第46号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

#### 別表第1（第2条関係）

職員の区分 号給	職務の級	給料月額		
		1級	2級	3級
定年前再任用		円	円	円
短時間勤務職	1	195,800	242,000	276,300
員以外の職員	2	196,900	243,300	277,300
	3	198,100	244,700	278,300
	4	199,200	246,100	279,300
	5	200,300	247,500	280,300
	6	202,000	248,900	281,300
	7	203,600	250,300	282,200
	8	205,200	251,700	283,200
	9	206,700	253,100	284,200
	10	208,400	254,300	285,200
	11	210,000	255,600	286,200
	12	211,600	256,900	287,200
	13	213,100	258,100	288,200
	14	214,800	259,300	289,500
	15	216,500	260,500	290,800
	16	218,200	261,700	292,000
	17	219,400	262,800	293,200
	18	221,000	263,900	294,500
	19	222,600	265,000	295,700
	20	224,100	266,100	296,900
	21	225,600	267,000	297,900
	22	227,200	268,000	299,100
	23	228,800	269,000	300,300
	24	230,400	270,000	301,600
	25	232,000	271,000	302,900
	26	233,700	271,900	303,900
	27	235,000	272,700	304,900
	28	236,300	273,600	305,900
	29	237,600	274,400	307,000
	30	238,700	275,200	308,200
	31	239,800	276,000	309,300

	32	240,900	276,700	310,500
	33	242,000	277,400	311,600
	34	242,900	278,200	312,900
	35	243,800	279,000	314,200
	36	244,800	279,600	315,500
	37	245,800	280,300	316,700
	38	246,700	281,100	318,000
	39	247,600	281,800	319,300
	40	248,400	282,500	320,600
	41	249,200	283,200	321,900
	42	249,900	283,900	323,100
	43	250,500	284,600	324,400
	44	251,100	285,300	325,500
	45	251,800	286,000	326,400
	46	252,400	286,600	327,700
	47	253,000	287,300	329,000
	48	253,600	287,900	330,300
	49	254,100	288,600	331,400
	50	254,700	289,200	332,700
	51	255,300	289,900	333,900
	52	255,800	290,600	335,100
	53	256,200	291,100	336,400
	54	256,600	291,700	337,400
	55	256,900	292,300	338,500
	56	257,200	293,000	339,600
	57	257,500	293,600	340,300
	58	257,800	294,200	341,200
	59	258,100	294,800	341,900
	60	258,400	295,500	342,700
	61	258,700	296,100	343,500
	62	259,000	296,700	343,900
	63	259,300	297,200	344,400
	64	259,600	297,700	345,100
	65	259,900	298,200	345,900
	66	260,200	298,800	346,600
	67	260,500	299,300	347,300
	68	260,800	299,900	347,900
	69	261,100	300,300	348,400
	70	261,400	300,800	349,000
	71	261,700	301,300	349,500
	72	262,000	301,900	350,100
	73	262,300	302,400	350,400
	74	262,600	302,800	350,900
	75	262,900	303,100	351,200
	76	263,200	303,400	351,600

	77	263,500	303,600	352,000
	78	263,800	303,900	352,500
	79	264,100	304,100	353,000
	80	264,400	304,400	353,500
	81	264,700	304,600	353,800
	82	265,000	304,800	354,200
	83	265,300	305,100	354,600
	84	265,600	305,300	355,000
	85	265,900	305,600	355,300
	86	266,200	305,800	355,700
	87	266,500	306,100	356,100
	88	266,800	306,400	356,500
	89	267,100	306,700	356,700
	90	267,400	307,000	357,100
	91	267,700	307,300	357,500
	92	268,000	307,600	357,900
	93	268,300	307,800	358,100
	94		308,000	358,400
	95		308,300	358,800
	96		308,700	359,100
	97		308,900	359,400
	98		309,200	359,800
	99		309,500	360,200
	100		309,900	360,600
	101		310,100	361,100
	102		310,400	361,500
	103		310,700	361,900
	104		311,000	362,300
	105		311,200	362,800
	106		311,500	363,200
	107		311,800	363,500
	108		312,100	363,800
	109		312,300	364,200
	110		312,600	364,600
	111		313,000	364,900
	112		313,300	365,200
	113		313,500	365,600
	114		313,700	
	115		314,000	
	116		314,400	
	117		314,600	
	118		314,800	
	119		315,100	
	120		315,400	
	121		315,700	

	122		315,900	
	123		316,200	
	124		316,500	
	125		316,800	
定年前再任用 短時間勤務職 員		187,800	221,800	255,900

備考 定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(給与改定に伴う在職者の給与の調整)
- 2 この規則の施行の際現に職員である者については、改正後の現業職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。  
(給与の内払)
- 3 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の現業職員の給与に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。
- 4 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

## 選挙管理委員会規則

政治資金規正法に基づく収支報告閲覧対象文書の閲覧及び写しの交付に関する規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月25日

鳥取県選挙管理委員会委員長 藤 村 実千子

### **鳥取県選挙管理委員会規則第1号**

政治資金規正法に基づく収支報告閲覧対象文書の閲覧及び写しの交付に関する規程の一部を改正する規則

政治資金規正法に基づく収支報告閲覧対象文書の閲覧及び写しの交付に関する規程（平成20年鳥取県選挙管理委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この規則は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第20条の2第2項の規定に基づき、法第12条第1項若しくは第17条第1項の規定による報告書、法第14条第1項（法第17条第4項において準用する場合を含む。）の規定による書面、法第19条の14の規定による政治資金監査報告書又は法第19条の14の2第4項の規定による確認書で鳥取県選挙管理委員会（以下「委員会」という。）において受理したもの（以下「収支報告閲覧対象文書」という。）の閲覧及び写しの交付について必要な事項を定めるものとする。	第1条 この規程は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第20条の2第2項の規定に基づき、法第12条第1項若しくは第17条第1項の規定による報告書又は法第14条第1項（法第17条第4項において準用する場合を含む。）の規定による書面並びに法第19条の14の規定による政治資金監査報告書で鳥取県選挙管理委員会（以下「委員会」という。）において受理したもの（以下「収支報告閲覧対象文書」という。）の閲覧及び写しの交付について必要な事項を定めるものとする。
別記様式（第7条関係）	別記様式（第7条関係）
交付請求書	交付請求書
鳥取県選挙管理委員会委員長 様	鳥取県選挙管理委員会委員長 様
政治資金規正法第20条の2第2項の規定により、次のとおり収支報告閲覧対象文書の写しの交付を請求します。	政治資金規正法第20条の2第2項の規定により、次のとおり収支報告閲覧対象文書の写しの交付を請求します。
年 月 日	年 月 日
請求者 郵便番号	請求者 郵便番号
住所又は居所	住所
（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地）	（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名	氏名
（法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名）	（法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名）
連絡先（電話番号）自宅	連絡先（電話番号）自宅
勤務先	勤務先

電子メールアドレス 1～3 略 注 略	電子メールアドレス 1～3 略 注 略
---------------------------	---------------------------

## 附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

政党助成法に基づく報告書等の閲覧に関する規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月25日

鳥取県選挙管理委員会委員長 藤 村 実千子

## 鳥取県選挙管理委員会規則第2号

### 政党助成法に基づく報告書等の閲覧に関する規程の一部を改正する規則

政党助成法に基づく報告書等の閲覧に関する規程（平成20年鳥取県選挙管理委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>政党助成法に基づく都道府県提出文書の閲覧及び写しの交付に関する規程</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、政党助成法（平成6年法律第5号。以下「法」という。）第32条第5項の規定に基づき、鳥取県選挙管理委員会（以下「委員会」という。）において受理した<u>都道府県提出文書の閲覧及び写しの交付</u>について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p><u>政党助成法に基づく報告書等の閲覧に関する規程</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、政党助成法（平成6年法律第5号。以下「法」という。）第32条第5項の規定に基づき、<u>法第18条第3項（法第29条第3項において準用する場合を含む。）の支部報告書及び支部総括文書（法第20条第2項又は第30条第2項の規定により提出すべきこれらの文書を含む。）並びに法第19条第5項及び第29条第4項において準用する法第19条第1項の監査意見書</u>で鳥取県選挙管理委員会（以下「委員会」という。）において受理したもの（以下「報告書等」という。）の閲覧について必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(閲覧の請求)</p> <p>第2条 法第32条第5項の規定による<u>都道府県提出文書</u>の閲覧の請求は、委員会の事務局係員（以下「係員」という。）に対し、口頭によりその旨を申し出ることにより行うものとする。</p>	<p>(閲覧の請求)</p> <p>第2条 法第32条第5項の規定による<u>報告書等</u>の閲覧の請求は、委員会の事務局係員（以下「係員」という。）に対し、口頭によりその旨を申し出ることにより行うものとする。</p>
<p>(閲覧場所及び閲覧時間)</p> <p>第3条 <u>都道府県提出文書</u>の閲覧は、係員の指定する場所で、委員会の事務局の執務時間中にしなければならない。</p>	<p>(閲覧場所及び閲覧時間)</p> <p>第3条 <u>報告書等</u>の閲覧は、係員の指定する場所で、委員会の事務局の執務時間中にしなければならない。</p>
<p>(都道府県提出文書の持出禁止)</p> <p>第4条 <u>都道府県提出文書</u>は、前条の場所以外に持ち出してはならない。</p>	<p>(報告書等の持出禁止)</p> <p>第4条 <u>報告書等</u>は、前条の場所以外に持ち出してはならない。</p>
<p>(閲覧上の遵守事項)</p> <p>第5条 <u>都道府県提出文書</u>は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。</p>	<p>(閲覧上の遵守事項)</p> <p>第5条 <u>報告書等</u>は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。</p>

(閲覧の中止又は禁止)

第6条 略

(写しの交付請求)

第7条 法第32条第5項の規定により、都道府県提出文書の写しの交付を請求しようとする者（以下「請求者」という。）は、交付請求書（別記様式）を委員会の委員長（以下単に「委員長」という。）に提出しなければならない。

2 前項の交付請求書の提出は、次の各号に掲げるいずれかの方法により、又はそれらの併用により行うものとする。

(1) 係員に直接持参する方法

(2) 郵便又は信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者又は同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者の提供する同法第2条第2項に規定する信書便をいう。）により送付する方法

(3) ファクシミリ装置を用いて送信する方法

(4) 電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）第2条第1号に規定する電子メールをいう。）を送信する方法

3 委員長は、交付請求書に形式上の不備があると認めるときは、請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、委員長は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(写しの交付の期限等)

第8条 委員長は、法第32条第5項の規定による写しの交付の請求を受けたときは、当該請求のあった日から起算して15日以内に、当該請求に係る都道府県提出文書の写しを交付するものとする。ただし、前条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、委員長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、委員長は、請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通

(閲覧の中止又は禁止)

第6条 略

知しなければならない。

3 法第32条第5項の規定による写しの交付の請求に係る都道府県提出文書が著しく大量であるため、当該請求があった日から起算して45日以内にその全てについて第1項の規定による交付（以下この条において単に「交付」という。）をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合は、同項及び前項の規定にかかわらず、委員長は、当該請求に係る都道府県提出文書のうちの相当の部分につき当該期間内に交付をし、残りの都道府県提出文書については、相当の期間内に交付をすれば足りる。この場合において、委員長は、第1項に規定する期間内に、請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この項を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの都道府県提出文書について交付をする期限

別記様式（第7条関係）

交付請求書

鳥取県選挙管理委員会委員長様

政党助成法第32条第5項の規定により、次のとおり都道府県提出文書の写しの交付を請求します。

年 月 日

請求者 郵便番号

住所又は居所

（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名

（法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名）

連絡先（電話番号）自宅

勤務先

電子メールアドレス

1 請求する都道府県提出文書

年	政党の支部の名称	実施方法


## 2 求める写しの交付の実施方法

- (1) 複写機によりA4の大きさの用紙に複写したものの交付を希望
- (2) スキャナにより読み取ってできた電磁的記録の電子メールによる送信を希望
- (3) スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(CD-R)に複写したもののが交付を希望
- (4) スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(DVD-R)に複写したものの交付を希望
- (5) 政党の支部ごとに異なる交付の実施方法を希望

## 3 求める写しの交付方法

- (1) 選挙管理委員会において写しの交付を希望
- (2) 写しの送付を希望
- (3) 電子メールの送信を希望

注1 請求者の電子メールアドレスの欄は、電子メールの送信を希望する場合に記入すること。

2 「1 請求する都道府県提出文書」には、写しの交付の請求に係る政党の支部の名称並びに都道府県提出文書に係る収入及び支出がされた年を記載すること。

3 「2 求める写しの交付の実施方法」には、希望する写しの交付の実施方法の数字に○印をすること。

4 「2 求める写しの交付の実施方法」で(5)を選択した場合は、「1 請求する都道府県提出文書」の「実施方法」欄に希望する(1)～(4)の実施方法を都道府県提出文書ごとに記入すること。

5 「3 求める写しの交付方法」には、希望する写しの交付方法の数字に○印をすること。

6 写しの送付を希望する場合は、送付に要する費用を郵便切手により納付すること。

## 附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

## 教育委員会規則

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月25日

鳥取県教育委員会教育長 足羽英樹

### **鳥取県教育委員会規則第15号**

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則（昭和32年鳥取県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

#### 別表第1（第2条関係）

職員の区分 号給	職務の級	1級	2級	3級
		給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用		円	円	円
短時間勤務職員以外の職員	1	195,800	242,000	276,300
	2	196,900	243,300	277,300
	3	198,100	244,700	278,300
	4	199,200	246,100	279,300
	5	200,300	247,500	280,300
	6	202,000	248,900	281,300
	7	203,600	250,300	282,200
	8	205,200	251,700	283,200
	9	206,700	253,100	284,200
	10	208,400	254,300	285,200
	11	210,000	255,600	286,200
	12	211,600	256,900	287,200
	13	213,100	258,100	288,200
	14	214,800	259,300	289,500
	15	216,500	260,500	290,800
	16	218,200	261,700	292,000
	17	219,400	262,800	293,200
	18	221,000	263,900	294,500
	19	222,600	265,000	295,700
	20	224,100	266,100	296,900
	21	225,600	267,000	297,900
	22	227,200	268,000	299,100
	23	228,800	269,000	300,300
	24	230,400	270,000	301,600
	25	232,000	271,000	302,900
	26	233,700	271,900	303,900
	27	235,000	272,700	304,900
	28	236,300	273,600	305,900
	29	237,600	274,400	307,000
	30	238,700	275,200	308,200
	31	239,800	276,000	309,300

	32	240,900	276,700	310,500
	33	242,000	277,400	311,600
	34	242,900	278,200	312,900
	35	243,800	279,000	314,200
	36	244,800	279,600	315,500
	37	245,800	280,300	316,700
	38	246,700	281,100	318,000
	39	247,600	281,800	319,300
	40	248,400	282,500	320,600
	41	249,200	283,200	321,900
	42	249,900	283,900	323,100
	43	250,500	284,600	324,400
	44	251,100	285,300	325,500
	45	251,800	286,000	326,400
	46	252,400	286,600	327,700
	47	253,000	287,300	329,000
	48	253,600	287,900	330,300
	49	254,100	288,600	331,400
	50	254,700	289,200	332,700
	51	255,300	289,900	333,900
	52	255,800	290,600	335,100
	53	256,200	291,100	336,400
	54	256,600	291,700	337,400
	55	256,900	292,300	338,500
	56	257,200	293,000	339,600
	57	257,500	293,600	340,300
	58	257,800	294,200	341,200
	59	258,100	294,800	341,900
	60	258,400	295,500	342,700
	61	258,700	296,100	343,500
	62	259,000	296,700	343,900
	63	259,300	297,200	344,400
	64	259,600	297,700	345,100
	65	259,900	298,200	345,900
	66	260,200	298,800	346,600
	67	260,500	299,300	347,300
	68	260,800	299,900	347,900
	69	261,100	300,300	348,400
	70	261,400	300,800	349,000
	71	261,700	301,300	349,500
	72	262,000	301,900	350,100
	73	262,300	302,400	350,400
	74	262,600	302,800	350,900
	75	262,900	303,100	351,200
	76	263,200	303,400	351,600

		263,500	303,600	352,000
77		263,800	303,900	352,500
78		264,100	304,100	353,000
79		264,400	304,400	353,500
80		264,700	304,600	353,800
81		265,000	304,800	354,200
82		265,300	305,100	354,600
83		265,600	305,300	355,000
84		265,900	305,600	355,300
85		266,200	305,800	355,700
86		266,500	306,100	356,100
87		266,800	306,400	356,500
88		267,100	306,700	356,700
89		267,400	307,000	357,100
90		267,700	307,300	357,500
91		268,000	307,600	357,900
92		268,300	307,800	358,100
93			308,000	358,400
94			308,300	358,800
95			308,700	359,100
96			308,900	359,400
97			309,200	359,800
98			309,500	360,200
99			309,900	360,600
100			310,100	361,100
101			310,400	361,500
102			310,700	361,900
103			311,000	362,300
104			311,200	362,800
105			311,500	363,200
106			311,800	363,500
107			312,100	363,800
108			312,300	364,200
109			312,600	364,600
110			313,000	364,900
111			313,300	365,200
112			313,500	365,600
113			313,700	
114			314,000	
115			314,400	
116			314,600	
117			314,800	
118			315,100	
119			315,400	
120			315,700	
121				

	122		315,900	
	123		316,200	
	124		316,500	
	125		316,800	
定年前再任用 短時間勤務職 員		187,800	221,800	255,900

備考 定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(給与改定に伴う在職者の給与の調整)
- 2 この規則の施行の際現に職員である者については、改正後の現業職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。  
(給与の内払)
- 3 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の現業職員の給与に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。
- 4 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、鳥取県教育委員会が定める。

## 人事委員会規則

職員等の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月25日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 久 美 子

### 鳥取県人事委員会規則第35号

#### 職員等の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員等の給与の支給に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																				
(第1号会計年度任用職員の報酬)	(第1号会計年度任用職員の報酬)																																				
第25条 略	第25条 略																																				
2 給与条例第16条の15第2項第1号に規定する人事委員会で定める額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。	2 給与条例第16条の15第2項第1号に規定する人事委員会で定める額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。																																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">月額等の区分</th><th style="text-align: right; padding: 2px;">金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: left; padding: 2px;">月額</td><td style="text-align: right; padding: 2px;"><u>206,700円</u></td></tr> <tr> <td style="text-align: left; padding: 2px;">日額</td><td style="text-align: right; padding: 2px;"><u>12,160円</u></td></tr> <tr> <td style="text-align: left; padding: 2px;">時間額</td><td style="text-align: right; padding: 2px;"><u>1,590円</u></td></tr> <tr> <td style="text-align: left; padding: 2px;">勤務1回当たりの額</td><td style="text-align: right; padding: 2px;"><u>27,030円</u></td></tr> </tbody> </table>	月額等の区分	金額	月額	<u>206,700円</u>	日額	<u>12,160円</u>	時間額	<u>1,590円</u>	勤務1回当たりの額	<u>27,030円</u>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">月額等の区分</th><th style="text-align: right; padding: 2px;">金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: left; padding: 2px;">月額</td><td style="text-align: right; padding: 2px;"><u>197,900円</u></td></tr> <tr> <td style="text-align: left; padding: 2px;">日額</td><td style="text-align: right; padding: 2px;"><u>11,640円</u></td></tr> <tr> <td style="text-align: left; padding: 2px;">時間額</td><td style="text-align: right; padding: 2px;"><u>1,520円</u></td></tr> <tr> <td style="text-align: left; padding: 2px;">勤務1回当たりの額</td><td style="text-align: right; padding: 2px;"><u>25,840円</u></td></tr> </tbody> </table>	月額等の区分	金額	月額	<u>197,900円</u>	日額	<u>11,640円</u>	時間額	<u>1,520円</u>	勤務1回当たりの額	<u>25,840円</u>																
月額等の区分	金額																																				
月額	<u>206,700円</u>																																				
日額	<u>12,160円</u>																																				
時間額	<u>1,590円</u>																																				
勤務1回当たりの額	<u>27,030円</u>																																				
月額等の区分	金額																																				
月額	<u>197,900円</u>																																				
日額	<u>11,640円</u>																																				
時間額	<u>1,520円</u>																																				
勤務1回当たりの額	<u>25,840円</u>																																				
3 給与条例第16条の15第2項第2号に規定する人事委員会規則で定める額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。	3 給与条例第16条の15第2項第2号に規定する人事委員会規則で定める額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。																																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">月額等の区分</th><th style="text-align: right; padding: 2px;">金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: left; padding: 2px;">月額</td><td style="text-align: right; padding: 2px;"><u>409,000円</u></td></tr> <tr> <td style="text-align: left; padding: 2px;">日額</td><td style="text-align: right; padding: 2px;"><u>19,950円</u></td></tr> <tr> <td style="text-align: left; padding: 2px;">時間額</td><td style="text-align: right; padding: 2px;"><u>2,610円</u></td></tr> </tbody> </table>	月額等の区分	金額	月額	<u>409,000円</u>	日額	<u>19,950円</u>	時間額	<u>2,610円</u>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">月額等の区分</th><th style="text-align: right; padding: 2px;">金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: left; padding: 2px;">月額</td><td style="text-align: right; padding: 2px;"><u>398,800円</u></td></tr> <tr> <td style="text-align: left; padding: 2px;">日額</td><td style="text-align: right; padding: 2px;"><u>19,450円</u></td></tr> <tr> <td style="text-align: left; padding: 2px;">時間額</td><td style="text-align: right; padding: 2px;"><u>2,540円</u></td></tr> </tbody> </table>	月額等の区分	金額	月額	<u>398,800円</u>	日額	<u>19,450円</u>	時間額	<u>2,540円</u>																				
月額等の区分	金額																																				
月額	<u>409,000円</u>																																				
日額	<u>19,950円</u>																																				
時間額	<u>2,610円</u>																																				
月額等の区分	金額																																				
月額	<u>398,800円</u>																																				
日額	<u>19,450円</u>																																				
時間額	<u>2,540円</u>																																				
4 給与条例第16条の15第2項第3号に規定する人事委員会規則で定める職務の級及び同号に規定する人事委員会規則で定める額は、次の表の左欄に掲げる職員であるものとした場合に適用を受けるべき給料表の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める職務の級及び同表の右欄に定める額とする。	4 給与条例第16条の15第2項第3号に規定する人事委員会規則で定める職務の級及び同号に規定する人事委員会規則で定める額は、次の表の左欄に掲げる職員であるものとした場合に適用を受けるべき給料表の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める職務の級及び同表の右欄に定める額とする。																																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: left; padding: 2px;">給料表</th><th rowspan="2" style="text-align: left; padding: 2px;">職務の 級</th><th colspan="3" style="text-align: center; padding: 2px;">報酬の額の上限</th></tr> <tr> <th style="text-align: right; padding: 2px;">月額</th><th style="text-align: right; padding: 2px;">日額</th><th style="text-align: right; padding: 2px;">時間額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: left; padding: 2px;">教育職 給料表 (1)</td><td style="text-align: left; padding: 2px;">特2級</td><td style="text-align: right; padding: 2px;"><u>452,800円</u></td><td style="text-align: right; padding: 2px;"><u>22,090円</u></td><td style="text-align: right; padding: 2px;"><u>2,890円</u></td></tr> <tr> <td style="text-align: left; padding: 2px;">教育職 給料表 (2)</td><td style="text-align: left; padding: 2px;">特2級</td><td style="text-align: right; padding: 2px;"><u>431,700円</u></td><td style="text-align: right; padding: 2px;"><u>21,060円</u></td><td style="text-align: right; padding: 2px;"><u>2,750円</u></td></tr> </tbody> </table>	給料表	職務の 級	報酬の額の上限			月額	日額	時間額	教育職 給料表 (1)	特2級	<u>452,800円</u>	<u>22,090円</u>	<u>2,890円</u>	教育職 給料表 (2)	特2級	<u>431,700円</u>	<u>21,060円</u>	<u>2,750円</u>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: left; padding: 2px;">給料表</th><th rowspan="2" style="text-align: left; padding: 2px;">職務の 級</th><th colspan="3" style="text-align: center; padding: 2px;">報酬の額の上限</th></tr> <tr> <th style="text-align: right; padding: 2px;">月額</th><th style="text-align: right; padding: 2px;">日額</th><th style="text-align: right; padding: 2px;">時間額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: left; padding: 2px;">教育職 給料表 (1)</td><td style="text-align: left; padding: 2px;">特2級</td><td style="text-align: right; padding: 2px;"><u>441,500円</u></td><td style="text-align: right; padding: 2px;"><u>21,540円</u></td><td style="text-align: right; padding: 2px;"><u>2,820円</u></td></tr> <tr> <td style="text-align: left; padding: 2px;">教育職 給料表 (2)</td><td style="text-align: left; padding: 2px;">特2級</td><td style="text-align: right; padding: 2px;"><u>420,800円</u></td><td style="text-align: right; padding: 2px;"><u>20,530円</u></td><td style="text-align: right; padding: 2px;"><u>2,680円</u></td></tr> </tbody> </table>	給料表	職務の 級	報酬の額の上限			月額	日額	時間額	教育職 給料表 (1)	特2級	<u>441,500円</u>	<u>21,540円</u>	<u>2,820円</u>	教育職 給料表 (2)	特2級	<u>420,800円</u>	<u>20,530円</u>	<u>2,680円</u>
給料表			職務の 級	報酬の額の上限																																	
	月額	日額		時間額																																	
教育職 給料表 (1)	特2級	<u>452,800円</u>	<u>22,090円</u>	<u>2,890円</u>																																	
教育職 給料表 (2)	特2級	<u>431,700円</u>	<u>21,060円</u>	<u>2,750円</u>																																	
給料表	職務の 級	報酬の額の上限																																			
		月額	日額	時間額																																	
教育職 給料表 (1)	特2級	<u>441,500円</u>	<u>21,540円</u>	<u>2,820円</u>																																	
教育職 給料表 (2)	特2級	<u>420,800円</u>	<u>20,530円</u>	<u>2,680円</u>																																	

研究職 給料表	3級	<u>422,000円</u>	<u>20,590円</u>	<u>2,690円</u>	研究職 給料表	3級	<u>411,500円</u>	<u>20,070円</u>	<u>2,620円</u>
医療職 給料表 (1)	2級	<u>500,900円</u>	<u>24,430円</u>	<u>3,190円</u>	医療職 給料表 (1)	2級	<u>488,000円</u>	<u>23,800円</u>	<u>3,110円</u>
医療職 給料表 (2)	5級	<u>403,200円</u>	<u>19,670円</u>	<u>2,570円</u>	医療職 給料表 (2)	5級	<u>393,200円</u>	<u>19,180円</u>	<u>2,510円</u>
医療職 給料表 (3)	4級	<u>391,200円</u>	<u>19,080円</u>	<u>2,500円</u>	医療職 給料表 (3)	4級	<u>381,600円</u>	<u>18,610円</u>	<u>2,430円</u>
海事職 給料表	4級	<u>450,500円</u>	<u>21,980円</u>	<u>2,870円</u>	海事職 給料表	4級	<u>439,100円</u>	<u>21,420円</u>	<u>2,800円</u>
5 略					5 略				

## 附 則

(施行期日)

- この規則は、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年鳥取県条例第50号）の施行の日から施行する。  
(報酬額改定に伴う在職者の報酬の調整)
- この規則の施行の際現に第1号会計年度任用職員（職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）第16条の14第1号の規定の適用を受ける会計年度任用職員をいい、任用の実情を考慮し当該職員に準ずる取扱いをすることが適当と認める者として人事委員会が定める者を含む。）である者については、改正後の職員等の給与の支給に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。  
(報酬の内払)
- 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の職員等の給与の支給に関する規則の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の規則の規定による報酬の内払とみなす。

警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月25日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 久 美 子

**鳥取県人事委員会規則第36号**

**警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則**

警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和29年鳥取県人事委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(手当支給の特例) 第7条 略 2 前項の作業に従事した時間には、条例 <u>第27条</u> の規定により支給されないこととなる手当に係る作業に従事した時間を含むものとする。	(手当支給の特例) 第7条 略 2 前項の作業に従事した時間には、条例 <u>第26条</u> の規定により支給されないこととなる手当に係る作業に従事した時間を含むものとする。

**附 則**

この規則は、職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（令和7年鳥取県条例第51号）の施行の日から施行する。

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月25日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 久 美 子

**鳥取県人事委員会規則第37号**

**職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則**

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和31年鳥取県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(教員特殊業務手当)	(教員特殊業務手当)
第4条 条例 <u>第23条第2項第2号</u> の人事委員会規則で定める時間は、同号の業務に直接従事した時間とする。	第4条 条例 <u>第23条第2項第3号</u> の人事委員会規則で定める時間は、同号の業務に直接従事した時間とする。
(手当の支給の特例)	(手当の支給の特例)
第5条 略	第5条 略
2・3 略	2・3 略
4 次に掲げる特殊勤務手当（手当の額が日額により定められているものに限る。）の支給される業務、作業等に従事した時間が1日について4時間に満たない場合におけるその日の当該特殊勤務手当の額は、それぞれ条例に規定する額に100分の60を乗じて得た額とする。	4 次に掲げる特殊勤務手当（手当の額が日額により定められているものに限る。）の支給される業務、作業等に従事した時間が1日について4時間に満たない場合におけるその日の当該特殊勤務手当の額は、それぞれ条例に規定する額に100分の60を乗じて得た額とする。
(1)・(2) 略	(1)・(2) 略
(3) 海上危険業務手当（条例 <u>第8条第1項第1号</u> の業務（同項第3号の規定によりこれに相当すると人事委員会が認める業務を含む。）に係るもの <u>を除く。</u> ）	(3) 海上危険業務手当
(4)・(5) 略	(4)・(5) 略
(6) 特殊現場作業手当（条例 <u>第19条第1項第3号</u> の作業に係るものうち警報等が行われている期間において行われるもの及び同項第4号の作業に係るもの <u>を除く。</u> ）	(6) 特殊現場作業手当（条例 <u>第19条第1項第4号</u> の業務に係るもの <u>を除く。</u> ）
(7)～(9) 略	(7)～(9) 略

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、令和8年1月1日から施行する。

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月25日

鳥取県人事委員会委員長 中 久 美 子

**鳥取県人事委員会規則第38号**

**初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則**

初任給調整手当の支給に関する規則（昭和37年鳥取県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第6条、第7条関係）

期間の区分 職員の区分	1項職員					2項職員	3項職員
	1種	2種	3種	4種	5種		
1年未満	円 417,600	円 371,300	円 310,800	円 253,100	円 186,000	円 52,100	円 60,000
1年以上2年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	52,100	56,000
2年以上3年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	52,100	52,000
3年以上4年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	52,100	48,000
4年以上5年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	52,100	44,000
5年以上6年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	52,100	40,000
6年以上7年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	50,300	36,000
7年以上8年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	48,500	33,000
8年以上9年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	46,700	30,000
9年以上10年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	44,900	27,000
10年以上11年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	43,100	24,000
11年以上12年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	41,300	21,000
12年以上13年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	39,500	18,000
13年以上14年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	37,700	15,500
14年以上15年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	36,300	13,000
15年以上16年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	34,900	10,500
16年以上17年未満	413,200	367,300	307,500	250,500	184,400	33,500	8,000
17年以上18年未満	408,800	363,300	304,200	247,900	182,800	32,100	6,000
18年以上19年未満	404,400	359,300	300,900	245,300	181,200	30,700	4,000
19年以上20年未満	400,000	355,300	297,600	242,700	179,600	29,300	2,000
20年以上21年未満	395,600	351,300	294,300	240,100	178,000	27,900	
21年以上22年未満	381,600	339,000	283,300	230,500	170,500	27,300	
22年以上23年未満	365,100	324,300	271,300	219,900	162,100	26,700	
23年以上24年未満	348,600	308,800	258,800	208,900	153,700	25,700	
24年以上25年未満	332,100	293,300	246,300	197,900	145,200	25,100	
25年以上26年未満	315,600	277,300	233,800	186,900	136,700	24,500	
26年以上27年未満	298,100	260,300	218,300	173,500	127,000	23,900	
27年以上28年未満	280,600	243,300	202,800	160,100	117,300	23,300	
28年以上29年未満	263,100	226,300	187,300	146,700	107,600	22,500	
29年以上30年未満	245,100	208,800	171,800	133,300	97,900	22,200	
30年以上31年未満	227,100	191,300	155,300	119,300	88,000	21,800	
31年以上32年未満	209,100	173,800	138,800	105,300	78,100	21,200	

32年以上33年未満	190,100	155,800	122,300	90,500	68,200	20,300	
33年以上34年未満	171,100	137,300	104,300	74,000	56,700	19,400	
34年以上35年未満	152,100	118,800	86,300	57,500	45,200	18,700	

## 備考

- 1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となった日以後の期間を示す。
- 2 この表において「1項職員」とは第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職を占める職員をいう。
- 3 この表において「1種」とは第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の職を占める職員を、「4種」とは同項第4号の職を占める職員を、「5種」とは同項第5号の職を占める職員をいう。
- 4 条例第4条の2第1項に規定する育児短時間勤務職員等にあっては、この表に掲げる額に同項に規定する算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を初任給調整手当の月額とする。

別表第2（第6条、第7条、第7条の2関係）

期間の区分	1項職員					2項職員	3項職員
	1種	2種	3種	4種	5種		
1年未満	円 292,300	円 259,900	円 217,600	円 177,200	円 130,200	円 36,500	円 42,000
1年以上2年未満	292,300	259,900	217,600	177,200	130,200	36,500	39,200
2年以上3年未満	292,300	259,900	217,600	177,200	130,200	36,500	36,400
3年以上4年未満	292,300	259,900	217,600	177,200	130,200	36,500	33,600
4年以上5年未満	292,300	259,900	217,600	177,200	130,200	36,500	30,800
5年以上6年未満	292,300	259,900	217,600	177,200	130,200	36,500	28,000
6年以上7年未満	292,300	259,900	217,600	177,200	130,200	35,200	25,200
7年以上8年未満	292,300	259,900	217,600	177,200	130,200	34,000	23,100
8年以上9年未満	292,300	259,900	217,600	177,200	130,200	32,700	21,000
9年以上10年未満	292,300	259,900	217,600	177,200	130,200	31,400	18,900
10年以上11年未満	292,300	259,900	217,600	177,200	130,200	30,200	16,800
11年以上12年未満	292,300	259,900	217,600	177,200	130,200	28,900	14,700
12年以上13年未満	292,300	259,900	217,600	177,200	130,200	27,700	12,600
13年以上14年未満	292,300	259,900	217,600	177,200	130,200	26,400	10,900
14年以上15年未満	292,300	259,900	217,600	177,200	130,200	25,400	9,100
15年以上16年未満	292,300	259,900	217,600	177,200	130,200	24,400	7,400
16年以上17年未満	289,200	257,100	215,300	175,400	129,100	23,500	5,600
17年以上18年未満	286,200	254,300	212,900	173,500	128,000	22,500	4,200
18年以上19年未満	283,100	251,500	210,600	171,700	126,800	21,500	2,800
19年以上20年未満	280,000	248,700	208,300	169,900	125,700	20,500	1,400
20年以上21年未満	276,900	245,900	206,000	168,100	124,600	19,500	
21年以上22年未満	267,100	237,300	198,300	161,400	119,400	19,100	
22年以上23年未満	255,600	227,000	189,900	153,900	113,500	18,700	
23年以上24年未満	244,000	216,200	181,200	146,200	107,600	18,000	
24年以上25年未満	232,500	205,300	172,400	138,500	101,600	17,600	
25年以上26年未満	220,900	194,100	163,700	130,800	95,700	17,200	

26年以上27年未満	208,700	182,200	152,800	121,500	88,900	16,700	
27年以上28年未満	196,400	170,300	142,000	112,100	82,100	16,300	
28年以上29年未満	184,200	158,400	131,100	102,700	75,300	15,800	
29年以上30年未満	171,600	146,200	120,300	93,300	68,500	15,500	
30年以上31年未満	159,000	133,900	108,700	83,500	61,600	15,300	
31年以上32年未満	146,400	121,700	97,200	73,700	54,700	14,800	
32年以上33年未満	133,100	109,100	85,600	63,400	47,700	14,200	
33年以上34年未満	119,800	96,100	73,000	51,800	39,700	13,600	
34年以上35年未満	106,500	83,200	60,400	40,300	31,600	13,100	

## 備考

- 1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となった日以後の期間を示す。
- 2 この表において「1項職員」とは第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職を占める職員をいう。
- 3 この表において「1種」とは第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の職を占める職員を、「4種」とは同項第4号の職を占める職員を、「5種」とは同項第5号の職を占める職員をいう。
- 4 条例第4条の2第1項に規定する育児短時間勤務職員等にあっては、この表に掲げる額に同項に規定する算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を初任給調整手当の月額とする。

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この規則は、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年鳥取県条例第50号）の施行の日から施行する。

## (手当額改定に伴う在職者の手当の調整)

- 2 この規則の施行の際現に職員（職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）第3条に掲げる給料表の適用を受ける職員をいい、任用の実情を考慮し当該職員に準ずる取扱いをすることが適當と認める者として人事委員会が定める者を含む。）である者については、改正後の初任給調整手当の支給に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

## (初任給調整手当の内払)

- 3 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の初任給調整手当の支給に関する規則の規定に基づいて支給された初任給調整手当は、改正後の規則の規定による初任給調整手当の内払とみなす。

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月25日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 久 美 子

**鳥取県人事委員会規則第39号**

**期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則**

第1条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第7条 一般職員の成績率は、当該一般職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、それぞれに定める割合</p> <p>ア 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の114.5</u> 以上<u>100分の200.0</u>以下（条例第16条の4第2項に規定する特定幹部職員（以下この条において「特定幹部職員」という。）にあっては、<u>100分の138.5</u>以上<u>100分の240.0</u>以下）</p> <p>イ 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の107.0</u>以上 <u>100分の114.5</u>未満（特定幹部職員にあっては、<u>100分の122.5</u>以上<u>100分の138.5</u>未満）</p> <p>ウ 勤務成績が良好な職員 <u>100分の98.5</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の118.5</u>）</p> <p>エ 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の90.0</u>以下（特定幹部職員にあっては、<u>100分の109.0</u>以下）</p> <p>(2) 任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、それぞれに定める割合</p> <p>ア 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の82.5</u>以上 <u>100分の165.0</u>以下</p> <p>イ 勤務成績が良好な職員 <u>100分の80.0</u></p> <p>ウ 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の73.5</u>以下</p> <p>2～4 略</p> <p>第7条の2 会計年度任用職員の成績率は、当該会</p>	<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第7条 一般職員の成績率は、当該一般職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、それぞれに定める割合</p> <p>ア 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の107</u>以上 <u>100分の185</u>以下（条例第16条の4第2項に規定する特定幹部職員（以下この条において「特定幹部職員」という。）にあっては、<u>100分の131</u>以上<u>100分の225</u>以下）</p> <p>イ 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の99.5</u>以上 <u>100分の107</u>未満（特定幹部職員にあっては、<u>100分の115</u>以上<u>100分の131</u>未満）</p> <p>ウ 勤務成績が良好な職員 <u>100分の91</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の111</u>）</p> <p>エ 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の83</u>以下（特定幹部職員にあっては、<u>100分の102</u>以下）</p> <p>(2) 任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、それぞれに定める割合</p> <p>ア 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の75.0</u>以上 <u>100分の150.0</u>以下</p> <p>イ 勤務成績が良好な職員 <u>100分の72.5</u></p> <p>ウ 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の66.5</u>以下</p> <p>2～4 略</p> <p>第7条の2 会計年度任用職員の成績率は、当該会</p>

<p>計年度任用職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該会計年度任用職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の88.9超</u>  (2) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の87.4以上</u>  <u>100分の88.9以下</u>  (3) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の87.4未満</u></p> <p>2～4 略</p>	<p>計年度任用職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該会計年度任用職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の82.0超</u>  (2) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の80.5以上</u>  <u>100分の82.0以下</u>  (3) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の80.5未満</u></p> <p>2～4 略</p>
---	---

第2条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第7条 一般職員の成績率は、当該一般職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、それぞれに定める割合</p> <p>ア 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の110.75以上</u>  <u>100分の192.50以下</u> (条例第16条の4第2項に規定する特定幹部職員 (以下この条において「特定幹部職員」という。) にあっては、<u>100分の134.75以上</u>  <u>100分の232.50以下</u>)</p> <p>イ 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の103.25以上</u>  <u>100分の110.75未満</u> (特定幹部職員にあっては、<u>100分の118.75以上</u>  <u>100分の134.75未満</u>)</p> <p>ウ 勤務成績が良好な職員 <u>100分の94.75</u> (特定幹部職員にあっては、<u>100分の114.75</u>)</p> <p>エ 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の86.50以下</u> (特定幹部職員にあっては、<u>100分の105.50以下</u>)</p> <p>(2) 任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、それぞれに定める割合</p> <p>ア 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の78.75以上</u>  <u>100分の157.50以下</u></p> <p>イ 勤務成績が良好な職員 <u>100分の76.25</u></p>	<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第7条 一般職員の成績率は、当該一般職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、それぞれに定める割合</p> <p>ア 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の114.5以上</u>  <u>100分の200.0以下</u> (条例第16条の4第2項に規定する特定幹部職員 (以下この条において「特定幹部職員」という。) にあっては、<u>100分の138.5以上</u>  <u>100分の240.0以下</u>)</p> <p>イ 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の107.0以上</u>  <u>100分の114.5未満</u> (特定幹部職員にあっては、<u>100分の122.5以上</u>  <u>100分の138.5未満</u>)</p> <p>ウ 勤務成績が良好な職員 <u>100分の98.5</u> (特定幹部職員にあっては、<u>100分の118.5</u>)</p> <p>エ 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の90.0以下</u> (特定幹部職員にあっては、<u>100分の109.0以下</u>)</p> <p>(2) 任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、それぞれに定める割合</p> <p>ア 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の82.5以上</u>  <u>100分の165.0以下</u></p> <p>イ 勤務成績が良好な職員 <u>100分の80.0</u></p>

<p>ウ 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の70.00</u> 以下 2～4 略</p> <p>第7条の2 会計年度任用職員の成績率は、当該会計年度任用職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該会計年度任用職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の85.45超</u></li> <li>(2) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の83.95以上</u> <u>100分の85.45以下</u></li> <li>(3) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の83.95</u> 未満</li> </ul> <p>2～4 略</p>	<p>ウ 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の73.5以</u> 下 2～4 略</p> <p>第7条の2 会計年度任用職員の成績率は、当該会計年度任用職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該会計年度任用職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の88.9超</u></li> <li>(2) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の87.4以上</u> <u>100分の88.9以下</u></li> <li>(3) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の87.4未</u> 満</li> </ul> <p>2～4 略</p>
--	---

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この規則は、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年鳥取県条例第50号）の施行の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。  
(勤勉手当の成績率改定に伴う在職者の手当の調整)
- 2 この規則の施行の際現に職員（期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則第1条の2第1号に掲げる一般職員及び同条第2号に掲げる会計年度任用職員をいい、任用の実情を考慮し当該職員に準ずる取扱いをすることが適當と認める者として人事委員会が定める者を含む。）である者については、第1条の規定による改正後の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。  
(勤勉手当の内払)
- 3 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の規定に基づいて支給された勤勉手当は、改正後の規則の規定による勤勉手当の内払とみなす。

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月25日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 久 美 子

### 鳥取県人事委員会規則第40号

#### 宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則

宿日直手当に関する規則（昭和44年鳥取県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(宿日直手当の額)</p> <p>第3条 条例第16条の2第1項に規定する人事委員会規則で定める宿日直手当の額は、宿日直勤務1回につき、次の各号に掲げる額とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 勤務時間規則第8条第1項第2号に規定する宿日直勤務（同条第2項の規定により命ぜられる場合を含む。）については、<u>2万2,500円</u></p> <p>(2) 前条各号に掲げる宿日直勤務については、<u>7,700円</u></p> <p>(3) 前2号に規定する宿日直勤務以外の宿日直勤務については、<u>4,700円</u></p> <p>2 略</p>	<p>(宿日直手当の額)</p> <p>第3条 条例第16条の2第1項に規定する人事委員会規則で定める宿日直手当の額は、宿日直勤務1回につき、次の各号に掲げる額とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 勤務時間規則第8条第1項第2号に規定する宿日直勤務（同条第2項の規定により命ぜられる場合を含む。）については、<u>2万1,000円</u></p> <p>(2) 前条各号に掲げる宿日直勤務については、<u>7,400円</u></p> <p>(3) 前2号に規定する宿日直勤務以外の宿日直勤務については、<u>4,400円</u></p> <p>2 略</p>

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この規則は、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年鳥取県条例第50号）の施行の日から施行する。

##### (手当額改定に伴う在職者の手当の調整)

2 この規則の施行の際現に職員（職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）第3条に掲げる給料表の適用を受ける職員をいい、任用の実情を考慮し当該職員に準ずる取扱いをすることが適當と認める者として人事委員会が定める者を含む。）である者については、改正後の宿日直手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

##### (宿日直手当の内払)

3 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の宿日直手当の支給に関する規則の規定に基づいて支給された宿日直手当は、改正後の規則の規定による宿日直手当の内払とみなす。

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月25日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 久 美 子

### 鳥取県人事委員会規則第41号

#### 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

第1条 義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和50年鳥取県人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(義務教育等教員特別手当の月額)</p> <p>第4条 義務教育等教員特別手当の月額の基礎となる額（以下「基礎額」という。）は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める額（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項から第4項まで又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第36号。以下「県費負担教職員勤務時間条例」という。）第2条第2項から第4項までの規定により勤務時間が定められた者にあってはその額にその者の勤務時間を勤務時間条例第2条第1項又は県費負担教職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、勤務時間条例第2条第5項又は県費負担教職員勤務時間条例第2条第5項により勤務時間が定められた者にあっては人事委員会が別に定める額とする。）とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>第4条の2 条例第16条の8第1項の人事委員会規則で定める校務の種類は、次に掲げる校務の種類とする。</u></p> <p>(1) <u>学級を担任する業務</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げるもの以外の校務</u></p> <p><u>2 前項第1号で定める校務を分掌する教育職員の義務教育等教員特別手当の月額は基礎額に3,000円を加えた額とし、同項第2号で定める校務を分掌する教育職員の義務教育等教員特別手当の月額は基礎額とする。</u></p>	<p>(義務教育等教員特別手当の月額)</p> <p>第4条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める額（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項から第4項まで又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第36号。以下「県費負担教職員勤務時間条例」という。）第2条第2項から第4項までの規定により勤務時間が定められた者にあってはその額にその者の勤務時間を勤務時間条例第2条第1項又は県費負担教職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、勤務時間条例第2条第5項又は県費負担教職員勤務時間条例第2条第5項により勤務時間が定められた者にあっては人事委員会が別に定める額とする。）とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

(条例附則第9項の規定の適用を受ける職員の義務教育等教員特別手当の月額)	(条例附則第9項の規定の適用を受ける職員の義務教育等教員特別手当の月額)
第5条 条例附則第9項の規定の適用を受ける職員に対する <u>第4条</u> の規定の適用については、当分の間、同条中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。	第5条 条例附則第9項の規定の適用を受ける職員に対する前条の規定の適用については、当分の間、同条中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。
(支給方法)	(支給方法)
第7条 略	第7条 略
<u>2 前項の規定にかかわらず、第4条の2第2項の規定により基礎額に加える額については、日割計算を行わない。</u>	

第2条 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

教育職給料表(2)の適用を受ける者

職員の区分 号給	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
		円	円	円	円	円
定年前再任用						
短時間勤務職員以外の職員	1から4まで	1,300	1,400	2,800	3,400	5,100
	5から8まで	1,300	1,600	3,000	3,500	5,200
	9から12まで	1,400	1,700	3,200	3,600	5,300
	13から16まで	1,500	1,700	3,300	3,800	5,400
	17から20まで	1,600	1,800	3,400	3,800	5,500
	21から24まで	1,700	1,900	3,500	4,000	5,600
	25から28まで	1,800	2,000	3,700	4,100	5,600
	29から32まで	1,900	2,100	3,800	4,100	5,600
	33から36まで	1,900	2,200	3,900	4,200	5,600
	37から40まで	2,000	2,300	4,000	4,400	
	41から44まで	2,200	2,400	4,000	4,400	
	45から48まで	2,200	2,600	4,100	4,600	
	49から52まで	2,300	2,600	4,200	4,700	
	53から56まで	2,400	2,800	4,400	4,700	
	57から60まで	2,400	3,000	4,400	4,800	
	61から64まで	2,500	3,200	4,500	4,900	
	65から68まで	2,600	3,300	4,700	5,000	
	69から72まで	2,600	3,400	4,700	5,100	
	73から76まで	2,700	3,500	4,700	5,100	
	77から80まで	2,800	3,700	4,700	5,200	
	81から84まで	2,800	3,800	4,800	5,200	
	85から88まで	2,800	3,800	5,000	5,200	

89から92まで	2,900	3,900	5,000	5,200		
93から96まで	3,000	4,000	5,000	5,200		
97から100まで	3,100	4,100	5,100			
101から104まで	3,100	4,200				
105から108まで	3,200	4,300				
109から116まで	3,200	4,400				
117から120まで	3,300	4,500				
121から124まで	3,300	4,600				
125から144まで	3,300	4,700				
145から148まで		4,800				
149		4,900				
定年前再任用 短時間勤務職 員	2,300	3,400	3,600	3,600	3,900	

別表第2（第4条関係）

## 教育職給料表(1)の適用を受ける者

職員の区分 号給	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
定年前再任用	円	円	円	円	円	円
短時間勤務職	1から4まで	1,300	1,700	2,800	4,000	5,100
員以外の職員	5から8まで	1,300	1,800	3,000	4,100	5,200
	9から12まで	1,400	1,900	3,200	4,100	5,300
	13から16まで	1,500	2,000	3,300	4,200	5,400
	17から20まで	1,600	2,100	3,400	4,400	5,500
	21から24まで	1,700	2,200	3,500	4,400	5,600
	25から28まで	1,800	2,300	3,700	4,600	5,600
	29から32まで	1,900	2,400	3,800	4,700	5,600
	33から36まで	1,900	2,600	3,900	4,700	5,600
	37から40まで	2,000	2,600	4,000	4,800	
	41から44まで	2,200	2,800	4,000	4,900	
	45から48まで	2,200	3,000	4,100	5,000	
	49から52まで	2,300	3,200	4,200	5,100	
	53から56まで	2,400	3,300	4,400	5,100	
	57から60まで	2,400	3,400	4,400	5,200	
	61から64まで	2,500	3,500	4,500	5,200	
	65から68まで	2,600	3,700	4,700	5,200	
	69から72まで	2,600	3,800	4,700	5,200	
	73から76まで	2,700	3,800	4,700	5,200	
	77から80まで	2,800	3,900	4,700		
	81から84まで	2,800	4,000	4,800		
	85から88まで	2,800	4,100	5,000		
	89から92まで	2,900	4,200	5,000		
	93から96まで	3,000	4,300	5,000		
	97から100まで	3,100	4,400	5,100		
	101から104まで	3,100	4,400			

	105から108まで	3,200	4,500			
	109から112まで	3,200	4,600			
	113から116まで	3,200	4,700			
	117から128まで	3,300	4,700			
	129から132まで	3,400	4,700			
	133から136まで	3,400	4,800			
	137から140まで	3,400	4,900			
	141から153まで	3,500				
定年前再任用 短時間勤務職 員		2,500	3,400	3,600	3,600	3,900

## 附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

## 病院局管理規程

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年12月25日

鳥取県営病院事業管理者 萬 井 実

### **鳥取県病院局管理規程第5号**

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

**第1条 鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。**

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(宿日直手当)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 前項に規定する勤務を命ぜられた職員に支給する宿日直手当の額は、同項各号に掲げる勤務に応じ、当該勤務1回につき次の各号に掲げる額とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に規定する宿日直勤務について は、<u>2万2,500円</u></p> <p>(2) 前項第2号から第4号までに規定する宿日直勤務については、<u>6,400円</u></p> <p>3 前項の規定にかかわらず、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で管理者が定めるものに退院時から引き続いて行われる宿直勤務にあっては、その額は、<u>9,600円</u>（入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿直勤務にあっては<u>3万3,750円</u>）を超えない範囲内において管理者が定める額とする。</p>	<p>(宿日直手当)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 前項に規定する勤務を命ぜられた職員に支給する宿日直手当の額は、同項各号に掲げる勤務に応じ、当該勤務1回につき次の各号に掲げる額とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に規定する宿日直勤務について は、<u>2万1,000円</u></p> <p>(2) 前項第2号から第4号までに規定する宿日直勤務については、<u>6,100円</u></p> <p>3 前項の規定にかかわらず、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で管理者が定めるものに退院時から引き続いて行われる宿直勤務にあっては、その額は、<u>9,150円</u>（入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿直勤務にあっては<u>3万1,500円</u>）を超えない範囲内において管理者が定める額とする。</p>

**第2条 鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を次のように改正する。**

別表第1から別表第3までを次のように改める。

### **別表第1 行政職給料表（第3条関係）**

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		号給	給料月額							
定年前		円	円	円	円	円	円	円	円	円
再任用	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900	525,300
短時間	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200	532,000
勤務職員以外	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100	537,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700	541,300

の職員	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700	544,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100	547,900
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000	550,800
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500	553,300
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500	555,300
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600		
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100		
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600		
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100		
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400		
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700		
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900		
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100		
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400		
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700		
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900		
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100		
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900		
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700		
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500		
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100		
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700		
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300		
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900		
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600		
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400		
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800		
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500		
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000		
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400		
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800		
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200		
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600		
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400			
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900			
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300			
	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700			
	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900			
	43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200			
	44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500			
	45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800			
	46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100			
	47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400			
	48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700			
	49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900			

	50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200			
	51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400			
	52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700			
	53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900			
	54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200			
	55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500			
	56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800			
	57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000			
	58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300			
	59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600			
	60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800			
	61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000			
	62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300			
	63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600			
	64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800			
	65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000			
	66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300			
	67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600			
	68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800			
	69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000			
	70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300				
	71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600				
	72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800				
	73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000				
	74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300				
	75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600				
	76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800				
	77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000				
	78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300				
	79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600				
	80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800				
	81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000				
	82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300				
	83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600				
	84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800				
	85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000				
	86	266,200	305,800	355,700						
	87	266,500	306,100	356,100						
	88	266,800	306,400	356,500						
	89	267,100	306,700	356,700						
	90	267,400	307,000	357,100						
	91	267,700	307,300	357,500						
	92	268,000	307,600	357,900						
	93	268,300	307,800	358,100						
	94		308,000	358,400						

	95		308,300	358,800						
	96		308,700	359,100						
	97		308,900	359,400						
	98		309,200	359,800						
	99		309,500	360,200						
	100		309,900	360,600						
	101		310,100	361,100						
	102		310,400	361,500						
	103		310,700	361,900						
	104		311,000	362,300						
	105		311,200	362,800						
	106		311,500	363,200						
	107		311,800	363,500						
	108		312,100	363,800						
	109		312,300	364,200						
	110		312,600	364,600						
	111		313,000	364,900						
	112		313,300	365,200						
	113		313,500	365,600						
	114		313,700							
	115		314,000							
	116		314,400							
	117		314,600							
	118		314,800							
	119		315,100							
	120		315,400							
	121		315,700							
	122		315,900							
	123		316,200							
	124		316,500							
	125		316,800							
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		187,800	221,800	255,900	277,600	286,300	298,200	322,400	351,100	388,700

備考 定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

別表第2 医療職給料表（第3条関係）

## ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号給	1級		2級		3級		4級	
		給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円
定年前									
再任用	1	305,600		415,600		470,300		566,200	
短時間	2	307,900		418,300		472,300		572,300	

勤務職員以外の職員	3	310,200	420,900	474,200	577,400
	4	312,400	423,300	476,100	582,100
	5	314,500	425,600	477,500	586,400
	6	318,000	427,800	479,200	590,700
	7	321,500	429,800	481,000	594,100
	8	324,900	431,900	482,800	597,000
	9	328,300	434,000	484,600	599,500
	10	331,800	435,500	486,300	601,800
	11	335,200	437,000	488,100	
	12	338,600	438,500	489,900	
	13	342,000	439,900	491,700	
	14	345,500	441,300	493,400	
	15	348,900	442,800	495,200	
	16	352,300	444,200	497,000	
	17	355,700	445,500	498,800	
	18	358,800	447,000	500,700	
	19	362,000	448,400	502,600	
	20	365,200	449,800	504,500	
	21	368,500	451,100	506,400	
	22	371,600	452,600	508,100	
	23	374,700	454,000	509,900	
	24	377,700	455,400	511,700	
	25	380,800	456,800	513,300	
	26	383,100	458,200	515,100	
	27	385,400	459,500	516,900	
	28	387,600	460,900	518,400	
	29	389,500	462,300	519,800	
	30	391,200	463,600	521,500	
	31	392,900	465,000	523,300	
	32	394,700	466,400	525,000	
	33	396,400	467,700	526,500	
	34	398,200	469,100	527,800	
	35	399,800	470,400	529,100	
	36	401,100	471,800	530,400	
	37	402,500	473,200	531,400	
	38	403,900	474,900	532,700	
	39	405,300	476,500	534,000	
	40	406,700	478,000	535,300	
	41	408,200	479,600	536,300	
	42	408,900	480,800	537,100	
	43	409,500	481,900	537,900	
	44	410,100	483,000	538,700	
	45	410,900	484,000	539,600	
	46	411,500	484,900	540,400	
	47	412,100	485,800	541,200	

	48	412,600	486,600	541,900		
	49	413,100	487,300	542,700		
	50	413,500	488,000	543,500		
	51	414,000	488,700	544,200		
	52	414,400	489,300	545,100		
	53	414,800	489,900	546,000		
	54	415,100	490,600	546,800		
	55	415,400	491,200	547,700		
	56	415,800	491,800	548,600		
	57	416,100	492,100	549,400		
	58	416,500	492,700	550,200		
	59	416,800	493,300	551,000		
	60	417,200	494,000	551,700		
	61	417,600	494,400	552,500		
	62	417,900	495,000	553,400		
	63	418,200	495,700	554,300		
	64	418,500	496,400	555,200		
	65	418,800	496,800	556,000		
	66		497,400			
	67		498,000			
	68		498,500			
	69		499,000			
	70		499,500			
	71		500,000			
	72		500,500			
	73		500,900			
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		293,200	350,600	389,200	421,300	

備考 定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

#### イ 医療職給料表(2)

職 員 の 区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		円	円	円	円	円	円	円
定 年 前								
再 任 用	1	201,000	239,800	274,400	293,300	326,300	372,300	427,200
短 時 間	2	203,100	241,100	275,200	294,100	327,700	374,000	429,100
勤 務 職	3	205,200	242,400	275,900	294,800	329,100	375,600	431,100
員 以 外	4	207,300	243,700	276,700	295,500	330,500	377,200	432,900
の職員	5	209,300	244,900	277,500	296,200	331,900	378,700	434,700
	6	211,300	246,000	278,300	296,900	333,500	380,300	436,300
	7	213,300	247,000	279,100	297,600	335,000	381,900	437,900
	8	215,100	247,900	279,800	298,300	336,500	383,500	439,400

	9	216,900	249,000	280,500	299,100	337,900	385,100	440,900
	10	218,800	250,100	281,300	299,800	339,500	387,100	442,200
	11	220,700	251,200	282,100	300,600	341,000	389,100	443,500
	12	222,800	252,400	282,900	301,200	342,500	391,100	444,800
	13	224,500	253,600	283,700	301,800	343,900	392,500	446,100
	14	226,500	254,800	284,500	302,900	345,500	394,200	447,300
	15	228,700	256,000	285,200	304,000	347,000	395,900	448,500
	16	230,800	257,100	286,000	305,200	348,500	397,600	449,600
	17	232,900	258,100	286,800	306,300	350,000	399,300	450,800
	18	234,000	259,100	287,600	307,500	351,600	400,800	451,900
	19	235,000	260,200	288,400	308,600	353,200	402,300	453,100
	20	236,100	261,200	289,100	309,800	354,700	403,800	454,300
	21	237,200	262,300	289,900	311,000	356,000	405,100	455,400
	22	238,000	263,200	290,800	312,200	357,500	406,400	456,200
	23	238,900	264,000	291,700	313,400	359,000	407,700	456,600
	24	239,700	264,800	292,400	314,500	360,500	408,800	457,300
	25	240,600	265,600	293,100	315,700	361,900	409,900	457,800
	26	241,500	266,400	294,000	316,900	363,400	411,000	458,200
	27	242,400	267,200	294,900	318,000	364,900	412,100	458,600
	28	243,300	268,000	295,600	319,200	366,300	413,200	459,000
	29	244,100	268,700	296,400	320,400	367,700	414,000	459,400
	30	244,900	269,500	297,400	321,600	369,300	414,800	
	31	245,600	270,300	298,300	322,800	370,700	415,500	
	32	246,400	271,100	299,300	324,000	372,200	416,300	
	33	247,100	271,900	300,300	325,100	373,400	416,700	
	34	247,700	272,700	301,400	326,200	374,500	417,300	
	35	248,400	273,300	302,400	327,400	375,700	417,800	
	36	249,100	274,100	303,300	328,600	376,800	418,200	
	37	249,800	275,000	304,300	329,800	377,800	418,600	
	38	250,400	275,800	305,300	331,000	378,600	418,800	
	39	251,000	276,600	306,300	332,300	379,500	419,100	
	40	251,600	277,300	307,300	333,500	380,600	419,400	
	41	252,200	278,000	308,200	334,400	381,600	419,700	
	42	252,800	278,800	309,400	335,600	382,600	420,000	
	43	253,400	279,600	310,500	336,800	383,600	420,300	
	44	253,900	280,300	311,600	338,000	384,500	420,600	
	45	254,300	281,000	312,600	338,900	385,300	420,800	
	46	254,900	281,800	313,700	339,900	386,100	421,100	
	47	255,300	282,600	314,800	340,900	387,000	421,400	
	48	255,700	283,300	315,800	341,800	387,800	421,700	
	49	256,100	284,000	316,900	342,700	388,300	421,900	
	50	256,600	284,700	317,900	343,600	389,100	422,100	
	51	257,100	285,300	319,000	344,600	389,900	422,400	
	52	257,600	286,000	320,100	345,500	390,700	422,700	
	53	257,900	286,700	321,100	346,000	391,100	422,900	

	54	258,200	287,300	322,100	346,900	391,800		
	55	258,500	288,000	323,100	347,600	392,500		
	56	258,800	288,600	324,100	348,500	393,100		
	57	259,100	289,300	325,000	349,200	393,500		
	58	259,400	290,000	326,000	349,500	394,000		
	59	259,700	290,700	327,000	349,900	394,600		
	60	260,000	291,300	327,900	350,500	395,200		
	61	260,300	291,800	328,800	351,100	395,600		
	62	260,600	292,400	329,500	351,800	396,100		
	63	260,900	293,100	330,200	352,500	396,600		
	64	261,200	293,700	330,800	353,100	397,100		
	65	261,500	294,200	331,400	353,800	397,700		
	66	261,800	294,800	332,100	354,300	398,200		
	67	262,100	295,500	332,700	354,900	398,800		
	68	262,400	296,100	333,300	355,500	399,400		
	69	262,700	296,700	333,900	355,800	399,900		
	70	263,000	297,300	334,100	356,300	400,400		
	71	263,300	297,900	334,500	356,700	400,800		
	72	263,500	298,500	335,000	357,200	401,200		
	73	263,700	299,100	335,600	357,700	401,500		
	74	264,000	299,600	336,100	358,200	402,000		
	75	264,300	300,000	336,600	358,700	402,400		
	76	264,500	300,400	337,000	359,100	402,800		
	77	264,700	300,700	337,600	359,400	403,200		
	78	265,000	301,000	338,100	359,700			
	79	265,300	301,200	338,500	359,900			
	80	265,500	301,500	339,000	360,200			
	81	265,700	301,800	339,500	360,700			
	82	266,000	302,000	339,800	361,000			
	83	266,300	302,300	340,000	361,300			
	84	266,500	302,600	340,300	361,600			
	85	266,700	302,800	340,700	362,000			
	86		303,000	341,100	362,300			
	87		303,200	341,400	362,600			
	88		303,400	341,700	362,900			
	89		303,800	342,000	363,300			
	90		304,000	342,200	363,600			
	91		304,200	342,600	363,800			
	92		304,400	342,900	364,100			
	93		304,800	343,100	364,400			
	94		305,000	343,400	364,800			
	95		305,200	343,700	365,200			
	96		305,500	343,900	365,600			
	97		305,800	344,100	366,100			
	98		306,000	344,400	366,500			

	99		306,200	344,700	366,900			
	100		306,500	344,900	367,300			
	101		306,800	345,100	367,800			
	102		307,000	345,300	368,200			
	103		307,200	345,700	368,600			
	104		307,500	345,900	369,000			
	105		307,800	346,100	369,500			
	106			346,400				
	107			346,800				
	108			347,200				
	109			347,400				
	110			347,700				
	111			348,100				
	112			348,500				
	113			348,700				
	114			349,000				
	115			349,400				
	116			349,800				
	117			350,000				
	118			350,300				
	119			350,700				
	120			351,100				
	121			351,300				
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		186,700	215,500	245,900	258,700	282,200	296,000	321,600

備考 定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

#### ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定 年 前		円	円	円	円	円	円	円
再 任 用	1	221,700	254,700	293,900	307,300	330,800	373,400	428,500
短 時 間	2	223,600	256,800	294,400	307,800	331,800	375,100	430,700
勤 務 職	3	225,400	259,000	294,900	308,300	332,800	376,800	432,900
員 以 外	4	227,100	261,200	295,400	308,800	333,700	378,500	435,000
の職員	5	228,800	263,400	295,800	309,300	334,700	380,300	436,900
	6	230,700	264,400	296,300	309,800	335,900	382,300	438,800
	7	232,500	265,200	296,800	310,400	337,100	384,300	440,600
	8	234,200	266,100	297,200	310,800	338,300	386,300	442,500
	9	235,900	266,900	297,600	311,300	339,200	388,000	444,200
	10	237,800	268,000	298,100	311,800	340,400	390,100	445,800
	11	239,700	269,100	298,600	312,400	341,500	392,200	447,600

	12	241,600	270,000	299,100	312,900	342,600	394,200	449,200
	13	243,400	270,800	299,500	313,300	343,600	396,100	450,500
	14	245,400	271,500	300,000	313,900	344,700	397,700	451,800
	15	247,400	272,200	300,400	314,600	345,800	399,500	453,400
	16	249,400	273,000	300,900	315,200	346,900	401,300	455,000
	17	251,400	274,100	301,400	315,800	348,000	403,000	456,700
	18	253,400	275,000	301,800	316,700	349,100	404,700	458,300
	19	255,500	275,900	302,300	317,500	350,200	406,700	459,800
	20	257,500	276,800	302,700	318,400	351,300	408,400	461,200
	21	259,400	277,800	303,200	319,200	352,400	410,100	462,300
	22	260,600	278,800	303,600	320,100	353,600	411,800	463,600
	23	261,700	279,700	304,100	321,000	354,700	413,600	464,900
	24	262,800	280,700	304,500	321,800	355,800	415,400	466,400
	25	263,900	281,500	305,000	322,600	356,800	417,000	467,400
	26	264,700	282,400	305,600	323,400	358,100	418,700	468,000
	27	265,600	283,300	306,300	324,300	359,400	420,500	468,700
	28	266,400	284,200	307,000	325,200	360,700	422,300	469,300
	29	267,200	285,200	307,700	325,900	361,900	423,800	470,200
	30	267,900	285,900	308,400	327,000	363,400	425,300	470,900
	31	268,600	286,600	309,100	328,100	364,900	426,800	471,700
	32	269,300	287,300	309,900	329,100	366,400	428,100	472,500
	33	270,100	287,900	310,600	330,200	367,600	429,300	473,200
	34	270,700	288,500	311,400	331,200	369,100	430,400	473,900
	35	271,300	289,000	312,100	332,300	370,500	431,600	474,600
	36	271,800	289,400	312,800	333,400	371,900	432,800	475,400
	37	272,400	289,800	313,500	334,500	373,300	434,100	476,200
	38	273,100	290,400	314,300	335,600	374,300	435,200	
	39	273,800	290,900	315,100	336,700	375,700	436,400	
	40	274,500	291,300	315,900	337,800	377,000	437,600	
	41	275,200	291,700	316,500	338,600	378,300	438,800	
	42	275,800	292,200	317,400	339,700	379,700	439,800	
	43	276,500	292,600	318,400	340,800	381,000	440,900	
	44	277,100	293,100	319,300	341,800	382,300	442,000	
	45	277,900	293,600	320,100	342,700	383,800	443,000	
	46	278,600	294,000	321,100	343,600	385,000	443,500	
	47	279,300	294,500	322,100	344,600	386,100	444,000	
	48	279,900	294,900	323,000	345,600	387,300	444,400	
	49	280,400	295,400	323,900	346,800	388,400	445,000	
	50	280,900	295,800	324,800	348,100	389,300	445,500	
	51	281,300	296,300	325,800	349,300	390,300	445,900	
	52	281,700	296,800	326,800	350,500	391,200	446,400	
	53	282,000	297,200	327,600	351,400	391,800	446,900	
	54	282,500	297,600	328,500	352,600	392,600	447,300	
	55	282,900	298,100	329,500	353,700	393,400	447,600	
	56	283,300	298,500	330,400	355,000	394,200	447,900	

	57	283,700	299,000	331,300	356,000	394,900	448,300		
	58	284,100	299,700	332,200	356,900	395,600			
	59	284,400	300,400	333,200	358,000	396,300			
	60	284,700	301,100	334,100	359,200	396,900			
	61	285,100	301,800	335,000	360,300	397,500			
	62	285,500	302,700	336,100	361,500	398,100			
	63	285,900	303,600	337,300	362,700	398,800			
	64	286,200	304,300	338,500	363,700	399,400			
	65	286,500	305,000	339,200	364,700	400,100			
	66	286,900	305,900	340,300	365,700	400,600			
	67	287,300	306,700	341,400	366,800	401,200			
	68	287,600	307,500	342,300	367,900	401,700			
	69	288,000	308,200	343,400	368,700	402,100			
	70	288,500	309,100	344,100	369,800	402,700			
	71	288,900	310,000	345,200	370,900	403,100			
	72	289,200	310,800	346,300	371,900	403,400			
	73	289,600	311,700	347,400	372,600	403,700			
	74	290,100	312,500	348,600	373,400	404,200			
	75	290,600	313,400	349,700	374,200	404,600			
	76	291,100	314,300	350,800	374,900	404,900			
	77	291,600	315,100	351,900	375,500	405,200			
	78	292,100	316,000	353,000	376,000	405,700			
	79	292,700	317,000	354,000	376,500	406,200			
	80	293,100	317,900	355,100	377,000	406,600			
	81	293,600	318,400	356,000	377,600	406,900			
	82	294,000	319,200	357,000	378,100	407,300			
	83	294,500	320,100	357,900	378,600	407,800			
	84	295,000	320,900	358,900	379,100	408,200			
	85	295,400	321,700	359,800	379,500	408,600			
	86	295,800	322,600	360,600	379,900				
	87	296,300	323,600	361,400	380,500				
	88	296,800	324,600	362,200	381,000				
	89	297,200	325,500	362,800	381,300				
	90	297,700	326,500	363,400	381,800				
	91	298,200	327,500	364,000	382,100				
	92	298,700	328,500	364,600	382,400				
	93	299,200	329,300	365,000	383,000				
	94	299,600	330,000	365,400	383,500				
	95	300,100	330,700	365,900	384,000				
	96	300,700	331,300	366,300	384,500				
	97	301,300	331,800	366,800	385,100				
	98	301,800	332,100	367,200	385,600				
	99	302,300	332,600	367,700	386,100				
	100	302,800	333,200	368,100	386,500				
	101	303,200	333,600	368,400	387,100				

	102	303,700	334,100	368,900	387,600			
	103	304,100	334,700	369,200	388,100			
	104	304,500	335,200	369,500	388,600			
	105	304,900	335,600	369,900	389,200			
	106	305,300	336,100	370,400	389,600			
	107	305,700	336,600	370,900	390,100			
	108	306,000	337,100	371,400	390,600			
	109	306,200	337,500	371,900	391,200			
	110	306,500	337,800	372,400				
	111	306,700	338,100	372,900				
	112	307,000	338,400	373,300				
	113	307,300	338,700	373,700				
	114	307,500	339,100	374,100				
	115	307,800	339,400	374,600				
	116	308,000	339,700	375,100				
	117	308,300	339,900	375,500				
	118	308,500	340,200	376,000				
	119	308,800	340,500	376,500				
	120	309,100	340,700	377,000				
	121	309,400	340,900	377,300				
	122	309,700	341,200	377,800				
	123	310,000	341,500	378,300				
	124	310,300	341,800	378,800				
	125	310,500	342,000	379,100				
	126	310,700	342,300					
	127	311,000	342,600					
	128	311,400	342,800					
	129	311,600	343,000					
	130	311,900	343,200					
	131	312,200	343,500					
	132	312,600	343,700					
	133	312,800	344,000					
	134	313,100	344,400					
	135	313,400	344,800					
	136	313,700	345,200					
	137	313,900	345,500					
	138	314,200	345,900					
	139	314,500	346,300					
	140	314,800	346,700					
	141	315,000	347,000					
	142	315,300	347,400					
	143	315,700	347,700					
	144	316,000	348,100					
	145	316,200	348,400					
	146	316,400	348,800					

	147	316,700	349,200					
	148	317,000	349,600					
	149	317,200	349,900					
	150	317,400	350,300					
	151	317,700	350,700					
	152	318,000	351,100					
	153	318,400	351,400					
	154	318,600	351,800					
	155	318,800	352,200					
	156	319,100	352,600					
	157	319,400	352,900					
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		223,600	247,000	265,400	273,800	286,000	313,800	333,300

備考 定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

別表第2の2 特定任期付職員給料表（第3条関係）

号 給	給料月額
1	405,000円
2	455,000円
3	508,000円
4	574,000円
5	655,000円
6	765,000円
7	893,000円

別表第3 現業職給料表（第3条関係）

職 員 の 区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級
		号給	給料月額	給料月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	1		円 195,800	円 242,000
	2		196,900	243,300
	3		198,100	244,700
	4		199,200	246,100
	5		200,300	247,500
	6		202,000	248,900
	7		203,600	250,300
	8		205,200	251,700
	9		206,700	253,100
	10		208,400	254,300
	11		210,000	255,600
	12		211,600	256,900
	13		213,100	258,100
	14		214,800	259,300

	15	216,500	260,500	290,800
	16	218,200	261,700	292,000
	17	219,400	262,800	293,200
	18	221,000	263,900	294,500
	19	222,600	265,000	295,700
	20	224,100	266,100	296,900
	21	225,600	267,000	297,900
	22	227,200	268,000	299,100
	23	228,800	269,000	300,300
	24	230,400	270,000	301,600
	25	232,000	271,000	302,900
	26	233,700	271,900	303,900
	27	235,000	272,700	304,900
	28	236,300	273,600	305,900
	29	237,600	274,400	307,000
	30	238,700	275,200	308,200
	31	239,800	276,000	309,300
	32	240,900	276,700	310,500
	33	242,000	277,400	311,600
	34	242,900	278,200	312,900
	35	243,800	279,000	314,200
	36	244,800	279,600	315,500
	37	245,800	280,300	316,700
	38	246,700	281,100	318,000
	39	247,600	281,800	319,300
	40	248,400	282,500	320,600
	41	249,200	283,200	321,900
	42	249,900	283,900	323,100
	43	250,500	284,600	324,400
	44	251,100	285,300	325,500
	45	251,800	286,000	326,400
	46	252,400	286,600	327,700
	47	253,000	287,300	329,000
	48	253,600	287,900	330,300
	49	254,100	288,600	331,400
	50	254,700	289,200	332,700
	51	255,300	289,900	333,900
	52	255,800	290,600	335,100
	53	256,200	291,100	336,400
	54	256,600	291,700	337,400
	55	256,900	292,300	338,500
	56	257,200	293,000	339,600
	57	257,500	293,600	340,300
	58	257,800	294,200	341,200
	59	258,100	294,800	341,900

	60	258,400	295,500	342,700
	61	258,700	296,100	343,500
	62	259,000	296,700	343,900
	63	259,300	297,200	344,400
	64	259,600	297,700	345,100
	65	259,900	298,200	345,900
	66	260,200	298,800	346,600
	67	260,500	299,300	347,300
	68	260,800	299,900	347,900
	69	261,100	300,300	348,400
	70	261,400	300,800	349,000
	71	261,700	301,300	349,500
	72	262,000	301,900	350,100
	73	262,300	302,400	350,400
	74	262,600	302,800	350,900
	75	262,900	303,100	351,200
	76	263,200	303,400	351,600
	77	263,500	303,600	352,000
	78	263,800	303,900	352,500
	79	264,100	304,100	353,000
	80	264,400	304,400	353,500
	81	264,700	304,600	353,800
	82	265,000	304,800	354,200
	83	265,300	305,100	354,600
	84	265,600	305,300	355,000
	85	265,900	305,600	355,300
	86	266,200	305,800	355,700
	87	266,500	306,100	356,100
	88	266,800	306,400	356,500
	89	267,100	306,700	356,700
	90	267,400	307,000	357,100
	91	267,700	307,300	357,500
	92	268,000	307,600	357,900
	93	268,300	307,800	358,100
	94		308,000	358,400
	95		308,300	358,800
	96		308,700	359,100
	97		308,900	359,400
	98		309,200	359,800
	99		309,500	360,200
	100		309,900	360,600
	101		310,100	361,100
	102		310,400	361,500
	103		310,700	361,900
	104		311,000	362,300

105		311,200	362,800
106		311,500	363,200
107		311,800	363,500
108		312,100	363,800
109		312,300	364,200
110		312,600	364,600
111		313,000	364,900
112		313,300	365,200
113		313,500	365,600
114		313,700	
115		314,000	
116		314,400	
117		314,600	
118		314,800	
119		315,100	
120		315,400	
121		315,700	
122		315,900	
123		316,200	
124		316,500	
125		316,800	
定年前再任用短時間勤務職員		187,800	221,800
			255,900

備考 定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

##### (給与改定に伴う在職者の給与の調整)

2 この規程の施行の際現に職員（病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成7年鳥取県条例第3号）第3条に掲げる給料表の適用を受ける職員をいい、任用の実情を考慮し当該職員に準ずる取扱いをすることが適當と認める者として管理者が定める者を含む。）である者については、この規程による改正後の鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程（次項において「改正後の病院局給与規程」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

##### (給与の内払)

3 改正後の病院局給与規程を適用する場合においては、改正前の鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の病院局給与規程の規定による給与の内払とみなす。

4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。